

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項

登録申請書の提出に当たっては、以下の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

登録申請書に記載誤り等がある場合は、記載内容の確認などが必要となるため、登録通知までお時間をいただくことがあります。

登録申請書の記載方法につきましては、併せて[記載例](#)もご参照ください。

【個人事業者の場合】

〔氏名〕欄

屋号は記載せず、「氏名」のみ記載してください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書](#)」を提出する必要があります。

〔代表者氏名〕欄及び〔法人番号〕欄

記載不要です。

【法人の場合】

〔本店又は主たる事務所の所在地〕欄・〔名称〕欄

原則として登記情報が公表されますので、登記に記載された情報を正確に記載してください。

〔法人番号〕欄

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 登記情報や法人番号は「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

【法人・個人事業者に共通する事項】

〔事業者区分〕欄

「課税事業者」または「免税事業者」のいずれかに必ずチェックしてください。

〔登録要件の確認〕欄

・「課税事業者です。」欄

適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェックしてください。

・「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。」欄

「はい」または「いいえ」のいずれかに必ずチェックしてください。

※ 「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられる」とは、起訴され、裁判により罰金以上の刑が確定したことをいいます（「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。）。

e-Taxにより提出される場合にご注意いただきたい事項

同じ内容の登録申請書を重複して送信しないようご注意ください。

※ e-Taxにより提出された場合は、受信したことをお知らせする「受信通知」がメッセージボックスに格納されます。「受信通知」にエラーの表示がない場合は、正常に送信できているため、改めて送信しないようご注意ください。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※ 「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

第一号様式 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 ●年 ●月 ●日	(フリガナ) トウキョウト	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 東京都〇〇区△△ □-□	この申請書は、 五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。
	(フリガナ) トウキョウト	納税地 東京都〇〇区△△ □	
	(フリガナ) コクセイ タロウ	氏名又は名称 国税 太郎	【公表事項】 姓と名の間は1文字空けてください。 屋号は記載しないでください。 ※ 屋号の公表を希望される場合は、「 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書 」を提出してください。
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	記載不要	
	税務署長殿	法人番号	

この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、に印を付してください。

事業者区分 課税事業者 免税事業者

いずれかに必ず印を記載してください。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名

形理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
------	------	-------	-------	-----------	-------	-----

【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「**登録要件の確認**」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、どちらかを選択し、記載してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2 / 2】

氏名又は名称 国税 太郎

この申請書は、令和三年十月

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に
を記載してください(下のにを記載した場合を除きます。)
※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合にを記載してください。
※ 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。

申請書の提出時点は免税事業者でも、令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日を記載して差し支えありません。ただし、この場合の登録年月日は、**令和5年10月1日**となります。

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日
令和△△年○

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」にを記載してください。

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい いいえ
 はい いいえ
 はい いいえ

該当しない場合は、「はい」にを記載してください。
※ 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

上の確認事項に「いいえ」にを記載した場合は、この確認事項にも回答してください。
※ この確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。
※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。
申請書の提出時点で**課税事業者**の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者**となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。